

防衛装備庁助成研究は人道に反せず軍事研究ではない という筑波大学の論理は破綻しており、 採択の返上を求める

2020年3月25日 軍学共同反対連絡会

3月11日 4515名の署名を手渡し 筑波大学へ抗議の申し入れを行う

2019年度の防衛装備庁・安全保障技術研究推進制度大規模研究（Sテーマ）の二次募集に筑波大学が応募し採択されたことが12月に明らかになった。そこで私たち軍学共同反対連絡会は、2月2日より「防衛装備庁助成研究への応募・採択に抗議しその中止を求める」署名運動を展開し、3月9日までの短期間に4515名という多数の署名を得て、3月11日14時から15時半まで、署名者を代表して筑波大学へ申し入れを行った。

【軍学共同反対連絡会からの参加者】

池内了（軍学共同反対連絡会共同代表・名古屋大学名誉教授）、野田隆三郎（軍学共同反対連絡会共同代表・岡山大学名誉教授）、井原聰（東北大学名誉教授）、赤井純治（新潟大学名誉教授）、浜田盛久（海洋研究開発機構研究員）、杉原浩司（武器取引反対ネットワーク代表）、小寺隆幸（軍学共同反対連絡会事務局長）、寺尾光身（元名古屋工業大学教授）、鈴木国夫（市民）、小滝豊美（日本科学者会議茨城支部）

【筑波大学の出席者】

川畑順一研究推進部長、倉持政枝研究推進部外部資金課長、屋内淳研究推進部外部資金課外部資金情報係長、池田一郎研究推進部外部資金課外部資金企画係長

冒頭、野田共同代表が次の申し入れ書を読み上げ、4515名の署名（WEB4151名、紙364名）およびすべてのコメントを川畑部長に手渡し、署名者の思いを真摯に受け止めるように要請した。



防衛装備庁助成研究への応募・採択に

抗議しその中止を求める申し入れ書

筑波大学長 永田恭介様

2020年3月11日 軍学共同反対連絡会

私たち軍学共同反対連絡会は軍学共同に反対する運動に取り組んでいる団体です。私たちの趣旨に賛同署名してくださった市民・研究者4515名（3月9日現在）を代表して以下のとおり申し入れます。

大学は学問研究の場であり、学問研究の目的は真理の探究を通して、人類の平和と幸福の増進に貢献することにあります。人と人が殺し合う戦争は人類の平和と幸福を破壊する最たる行為であり、学問研究が戦争に協力することがあってはなりません。

前の戦争で科学者が戦争に全面的に協力した結果、人類に想像を絶する惨禍をもたらしたことへの痛切な反省に立って、日本学術会議は軍事研究との訣別を誓う声明を1950年、1967年の二度に亘って発表し、2017年3月にもあらためてそれら両声明を継承するとする声明（以下、17年声明）を発表しました。

防衛装備庁の安全保障技術研究推進制度は、日本を再び戦争する国に逆戻りさせると危惧された安全保障関連法の成立と同じ2015年に発足しました。同制度はデュアル・ユース（軍民両用）を掲げていますが、以下の事実からも同制度の主たる目的が将来の軍事利用にあることは明らかです。

(1) 安全保障技術研究推進制度の平成31年度公募要領に、「防衛分野での将来における研究開発に資することを期待し、先進的な民生技術についての基礎研究を公募・委託するもの」と明記されている。

(2) 17年声明が「(同制度は) 将来の装備開発につながるという明確な目的に沿って公募・審査が行われ、外部の専門家でなく同庁内部の職員が研究中の進捗管理を行う」と述べている。

このような軍事利用が明白な制度に最高学府である大学が応募することは、学問研究を本来の目的から逸脱させ、学問研究の軍事協力を推進し、軍事研究との訣別を誓った先人たちの痛切な反省を無にするものです。

貴学は昨年、防衛装備庁「安全保障技術研究推進制度」Sタイプ（大規模研究課題、5年間で20億円以内の供与）の二次募集に応募し、採択されました。同制度が発足した2015年以来、Sタイプに採択された大学は貴学が初めてです。今回採択された貴学の研究テーマは「高強度カーボンナノチューブを母材とした耐衝撃緩和機構の解明と超耐衝撃材の創出」です。様々な兵器や防衛装備品において、衝撃に耐える素材の開発は極めて重要な意味を持っており、貴学がこれを「民生にも使える基礎研究」と考えようと、防衛装備庁が20億円も出すのは兵器や装備品に利用するためにほかなりません。

安全保障技術研究推進制度への大学からの応募は、17年声明の発表もあって、発足年の58件から年々、減少の一途をたどり、昨年（一次公募）は8件にまで激減しました。このように全国の大学において同制度への応募の自粛が進むなか、国立大学協会会長校である貴学が率先して同制度Sタイプ（大規模研究）に応募し採択されたことは決して許されることではありません。

以上述べた諸理由により、私たちは貴学の安全保障技術研究推進制度への応募・採択に強く抗議し、採択された研究を中止するよう申し入れます。



筑波大学の回答に対する連絡会の見解

私たちはこの訪問にむけて3月6日に筑波大学学長宛に10項目の質問を送った。それに対する回答が11日に文書で配布された。【資料1】それを巡って私たちは1時間半にわたって話し合った。さらにその中で答えていただけなかった点について文書での回答を求め、それが17日に届いた。【資料2】

これらの回答に対する私たちの見解を以下の5点にまとめた。これを土台にして、筑波大学に対する問いかけを今後も続ける所存である。筑波大学がこれら私たちの問いかけを真摯に受け止め、審査委員会で再検討し、防衛装備庁の安全保障技術研究推進制度による委託研究を中止し助成金を返上されることを強く要請する。

Ⅰ 総論：筑波大学が本研究を軍事研究ではないという論理は破綻している

筑波大学は2018年12月13日に「筑波大学における軍事研究に関する基本方針」を次のように定めて公表している。

「本学におけるあらゆる研究活動は、人道に反しないことを原則とし、学問の自由及び学術研究の健全な発展を図るため、研究者の自主性・自立性が尊重され、かつ研究の公開性が担保されるものでなければならない。これらに反していることから、本学は軍事研究は行わない。」

ここでは軍事研究とは何かがあからさまには定義されていないが、あらゆる研究活動が、①「人道に反しない」こと、②「学問の自由及び学術研究の健全な発展」が図られ、③「研究者の自主性・自立性が尊重」され、④「研究の公開性が担保」されるべきこととし、「軍事研究はこれら①～④に反していることから行わない」と宣言している。言い換えると、すべての軍事研究は本質的に①～④に反するものであるとしたのである。

しかし、例えば兵士の身を守るための防弾チョッキ制作のための研究が「軍事研究」であることに異論はないだろうが、それが上記の①～④のいずれに違反するか明らかではない。ましてや、兵士の命の防御のためだから人道的であるとさえ言う。その研究がいかなる目的のために使われるかまで思料して、軍事研究であるかどうかを判断しなければならないのだが、その点に関する論理が欠けているからだ。

また軍事研究とは具体的な兵器への応用段階だけを指すものではないことも社会的通念である。例えば、精度の高い時計の開発は軍事研究とは関係しないように見えるが、敵の人工衛星を探知する目的でGPS衛星に搭載する高精度時計の開発であるなら軍事研究である。つまり、軍の装備や軍事行動に関

わるあらゆる設備・備品の開発のための研究は軍事研究と言える。

先の優れた防弾チョッキがあれば敵の銃弾をかくぐって相手を殺傷することができるから、明らかに軍事用品であると誰もが認める。このような優れた防弾チョッキに目を付けた防衛装備庁は、素材開発・高性能の超耐衝撃材開発に向けた研究投資を開始した。その募集において、民生用品にも応用できると言い、素材や耐衝撃性の基礎研究であると言った。しかし、この一連の流れを見れば、防衛装備庁がいかなる目的のために研究投資を行っているかは明らかだが、資金を受け取る大学側が基礎研究だから軍事研究ではないと言い張れるだろうか。さらに、防弾チョッキに応用できることが明白になると、装備庁は開発過程の情報が漏れないように素材や製法は秘密とすることは当然である。こうして、公開性は当然のごとく破られてしまう。

つまり、研究者側が基礎研究だから軍事研究ではないと強弁しようと、装備庁は明らかに軍事的利用まで想定していることを当然と考えねばならない。この資金を得ることによって研究環境がいかなる制約を受けるかまで想像しなければならない。それが、軍事研究であるかどうかの判断の根本にあるべきである。

このような検討こそが①～④の判断の基礎を成す根本条件であり、①～④の形式的な文言のみが満たされているとして、安易に軍事研究ではないと判断してはならない。実際、この根本条件に照らし合わせれば、防衛装備庁の委託研究に参画していくことは、明らかに①～④と齟齬しているというべきなのである。

このような深い思慮で幅広い観点から判断・審査するのが大学の知性ではないだろうか。

このことから、藤田教授が主観的には直接装備品につながる基礎研究であると考えていても、防衛装備庁の委託研究制度に基づく研究であれば、いかなる内容のものであれ、「軍事研究の一環としての基礎研究」である。基礎研究という名が付けば軍事研究ではないということにはならない、それは次の3点からも明らかである。

① 目的：防衛装備品の開発に資することが本制度の目的である

安全保障技術研究推進制度の公募要領には「防衛分野での将来における研究開発に資することを期待し、先進的な民生技術についての基礎研究を公募・委託するもの」と明確に書かれている。前半を見ずに後半だけで民生研究であるというのは詭弁である。

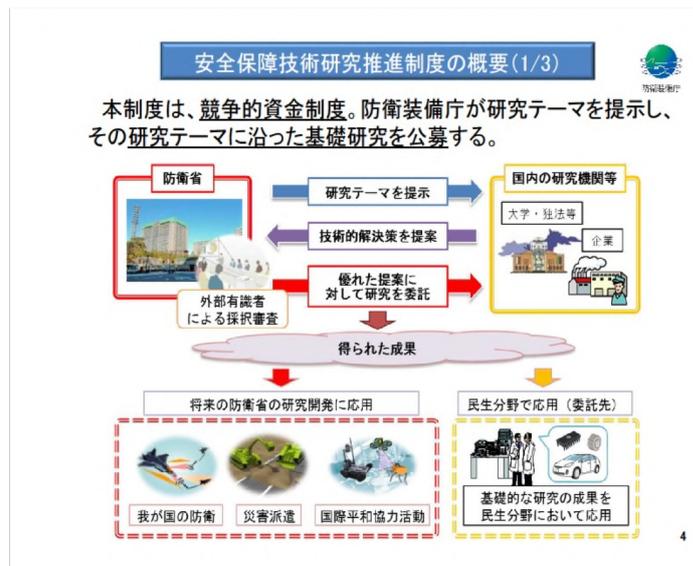
② テーマ設定：今後開発する防衛装備品（兵器）にとって重要な研究テーマを装備庁が設定し、

それに貢献すると思われる研究が採択される。装備品開発に不可欠で現時点で重要なテーマを装備庁が設定し、そこに応募した中から装備庁が採択していること。防衛装備庁が重点テーマを設定していること自体が、装備庁として既に防衛装備品への応用を検討している証拠であることは明らかである。

③ その先の応用：助成研究終了後、直ちに装備庁は防衛装備品（兵器）への応用に向けた「橋渡し研究」を始める

実際、装備庁は、採択したテーマについて、本制度の公募要領説明会でも下図を示しており、防衛装備品として応用する体制を構築している。他方で、民生分野での応用は委託先（大学等）が勝手に行う程度の付随的なものにすぎないことは、当然大学も認識しているはずであるが、それにも拘わらず大学はなぜ民生への応用を強調するのだろうか。

このように本研究は「軍事研究の一環としての基礎研究」にほかならず、「軍事研究ではない」という筑波大学のレトリックは欺瞞的である。



防衛装備庁 HP より

II それでも非人道的でない、と主張するのであれば、少なくとも研究成果が軍事に応用されないことの保証を装備庁に求めるべきであるが、それをしないどころか（むろんでできるわけではないのだが）、成果がどのように使われても大学は関知しないと居直っている。

最初に言うておかねばならないことは、「人道的」という言葉の多義性である。原爆は多くの米兵の命を救ったのでアメリカ国内では人道的である言われ、あるいは原爆は一瞬のうちに人間を殺すので（毒ガスのように）長く苦しめないのが人道的兵器だという科学者がいた。逆に人の命を即座に奪わない毒ガスの方が人道に適っているとい

う科学者もいた。何を指標にして、どのような論理を持ち出すかによって「人道的」という意味は異なるのである。だから、いかなる意味において「人道的」であるかどうかを定義し議論しないと、意味をなさないということである。

おそらく、直接兵器として使うわけではないから「人道的」と判断したのであろうが、先の GPS の精度の高い時計のように、その使用によって兵器の命中度や運用を効果的にするのに使われる道具は、直接兵器ではないから「人道的」なのだろうか。その使用によって殺傷能力を上げることができるなら、武器の一部ではなのではないか。結局、戦争を効率化するための諸設備は「人道的」とは言えないのである。あるいは、盾のようにもっぱら防御用兵器であるから「人道的」と言うのだろうか。盾は矛と一体となった兵器を構成することは明らかであるからだ。むろん、防弾チョッキは盾の役割も矛の役割も果たすから、人道的装備品とは言えないことも明白である。

さて、話し合いの中で、研究内容が途中で人道に反するものになった場合、また自律性が損なわれたり、公開性が制限されたりするなどの介入があった場合、その時点で研究を中止するという条件付きで審査委員会が応募を認めたことが明らかになった。そのことは学長から本人への審査結果通知書として渡してあり、また採択決定後、装備庁及び分担研究を行う民間企業 2 社の了解も得ているという。このことは事実を確かめなければならない。上に述べたように、人道に反するという事柄は（自律性が損なわれる、公開性が制限されるという点もそうなのだが）、極めて主観的な判断によることが多く、どのような場合を検討・審査したか具体的に確かめたいからだ。防衛装備庁から見て人道的であっても、我々から見れば非人道的であるということは当然であり、それを藤田教授がどこまで意識しているかということである。

そこで、研究後も装備庁に武器開発に使わせないという保証は取っているのか、と問うと大学側は答えられなかったので後日文書で答えるようにと要請した。その後届いた回答は、「民間企業等も、大学等研究機関も、防衛装備庁も等しく研究成果を利用できるものであり、研究成果が利用されないという担保を取ることはできない」というものであった。

だがこれは、だれが見てもすり替えとわかる幼稚なレトリックであり、居直りである。改めて言うまでもなく、どのような研究も民生にも軍事にも使われる可能性を有する。しかしここで問題にしたのはそういうレベルのことではない。私たちはこの制度は「軍事研究の一環としての基礎研究」に他ならないと考えるが、筑波大学が防衛予算を使うけれども「先進的な民生技術についての基礎研究」であり非人道的ではないと主張するのであれば、少なくとも

研究成果が防衛装備品（兵器）に応用され将来兵器として（人殺しに）使われることがないという保証を求めるべきだろう。もちろん装備庁は装備品に応用することが目的なのだからそんな保証をするはずがない。それを承知で、つまり兵器に使われる蓋然性を知っていながら、一般的な利用の問題にすり替えるというごまかしはあまりにも幼稚で恥ずかしい。この研究を装備庁がどのような兵器に応用しようとも、またどのような非人道的な惨禍を生み出そうとも知ったことではないという無責任な態度である。

原爆を製作した科学者は、「原爆を作ったのは自分たちだが、使ったのは軍である。従って自分たちに罪はない」と言って社会から強い批判を浴びた。許されない逃げ口上に過ぎないことを見抜かれていたためで、その反省の念が筑波大学には全くないことを遺憾に思う。科学者が戦争を凄惨なものにしてきたのに、責任を軍や政府に転化して、自らは安閑としている態度はいかなるものであろうか。これが「本学におけるあらゆる研究活動は、人道に反しないことを原則とする」と謳った大学の態度だろうか。

III 審査の体制、回数、内容も公表できないほど杜撰なものではないか。日本学術会議が求めている「軍事的安全保障研究と見なされる可能性のある研究について、その適切性を目的、方法、応用の妥当性の観点から技術的・倫理的に審査する」ことがなされたとは考えられず、審査結果を撤回すべきである。

9月13日の二次募集発表から応募締め切りまでわずか2か月という短期間の中で、膨大な応募書類作成後に審査がなされたわけで、丁寧に審査する時間的余裕はそもそもなかったはずである。

私たちの申し入れに際しては明確に答えなかったが、3月22日付け毎日新聞デジタルの記事（注1）によれば、「10月に応募の申し出があり、審査委員会で応募予定の研究内容を審査し、同月中に承認し、翌11月に防衛装備庁に申請した」、「委員会開催の10日前に、委員全員に研究計画書などの資料を配り、事前に目を通してもらうなど、限られた期間で凝縮した審査をした」、「公募要領が順守されることを念頭に審査した。そこを疑うと、前提が崩れてしまう」と語っている。

この発言から推測するに、審査委員会は1~2回しか開かれていないのではないだろうか。（そうではないのであれば審査委員会が開かれた回数を明らかにすべきである。）そして、専門外の委員が「高強度カーボンナノチューブを母材とした耐衝撃緩和機構の解明と超耐衝撃材の創出」についての研究計画書に事前に目を通すだけで、わずかな時間で審査が行えると考えること自体が、日本学術会議が

提起する「技術的・倫理的審査」を行うという学術機関としての大学の使命を投げ捨て、結論ありきの形式的審査にすぎなかったことを意味している。

結局、審査の中身は、研究内容が直接兵器には関わらないことの藤田教授による詳細な説明と、公募要領の字句から「研究者の自主性」や「研究成果の公開性」を確認する程度でしかないのではないか。通常、競争的資金に応募する時は、応募要領を熟読玩味して、どのように印象を良くして採択してもらうかという視点で申請書を書くものである。したがって、期待される研究成果は具体的な記述となるはずだが、それをどのように審査したのかの内容も全く示されていないのである。

また日本学術会議が提起した「応用の妥当性の観点からの技術的・倫理的審査」においては、この研究が将来どのような防衛装備品（兵器）に使われるのかということが含まれるべきだが、前項で見たように審査委員会では全く考えられていない。申し入れの中で、研究推進部長が防衛装備庁の「防衛技術戦略」さえ読んでいない事実が明らかになった。信じられないことだが、藤田教授の研究を装備庁が採択した意図は何か、将来どのような防衛装備品（兵器）に使う可能性があるのか、という問題意識自体が審査委員会にはなかったのである。

しかも防衛装備庁は 2019 年度から新たに「橋渡し研究」を重視し、安全保障技術研究推進制度を、具体的な装備品の実現につなげようとしている（註 2）。これから始める大規模研究は、5 年後に応用への橋渡し研究へ移行する可能性が高いにもかかわらず、装備庁のそのような意図を分析することも全くなされていない。

研究の「自主性・自立性の保証」や「公開性の担保」についても、前述した研究推進部長の言葉に示されているように公募要領の字面だけの審査でしかない。確かに公募要領は冒頭に、「研究成果の公表を制限することはありません」、「将来にわたって特定秘密を含む秘密に指定することはありません」、「進捗管理を行います、研究の内容に介入するためのものではありません」などと記している。だが、それに続く本文を詳細に読み込むと、様々な問題点が含まれていることに気づくはずである（註 3）。その点を一つ一つ検討するという基本的なことさえ行っていないのである。

また「特定秘密」に指定するか否かは将来の時点での判断であり、今、そうしないという約束が守られる保証はない。政権が過去の政府見解を恣意的に解釈変更することが相次いでいる現在、紙に書かれた約束をそのまま鵜呑みにすることは、権力の抑圧に抗して「学問の自由」を守るために努力してきた大学の取るべき態度ではない。

このように本来時間をかけて厳密に「技術的、倫

理的審査」を行うべきところを、短期間の安易な審査で事足りりとしてしまうのは、学術会議声明が提起する「この制度は政府による研究への介入が著しく、問題が多い」という認識自体が欠如しているからではないか。筑波大学は「学問の自由」を掲げるが、学問の自由を守るためには大学や研究者の毅然とした態度、起こり得ることに対し自己の責任をぎりぎりまで突き詰める意識が不可欠である。筑波大学にはその厳しさが感じられない。「学問の自由」は安易に主張すべきものではないのである。

IV 教育機関としての大学の責任の放棄

大学は研究の場であるとともに教育の場である。今後 5 年間藤田教授の研究室がこの研究を行えば、多くの院生や学生もそこに関わることになる。「防衛分野での将来における研究開発に資することを期待」され、防衛装備庁の PO が定期的に訪問する研究に、学生や院生が関わることについて、高等教育機関としての立場からの考えを問うたが、大学の回答は「今後継続的にフォローアップに取り組むことで学生や院生への関わりについても注視したい」というだけであった。

そもそもこの採択を巡って社会的な議論が起こり、報道がなされる中で、疑問を持っている学生・院生もいるはずだが、大学の考えを説明することさえ行っていないし、今後行う予定もないという。人類の福祉や平和に貢献する学問と教育の場である大学で、教育者として自信をもって説明できないことを行うべきではない。

V 筑波大学の応募・採択が他大学に及ぼす影響、学問の自由及び学術研究の健全な発展を阻害する可能性を鑑み、とりわけ国立大学協会会長校としての責任をふまえ、安全保障技術研究推進制度による助成研究を中止・返上すべきである。

これまで述べてきたように「基礎研究は軍事研究ではないので装備庁の制度を使ってよい。研究終了後にどう使われようが責任は負わない」との筑波大学が依って立つ論拠は、いかにも口当たりがよく、他大学が応募する道を開く口実になりかねない。

日本学術会議声明は「学術の健全な発展という見地から、むしろ必要なのは、科学者の研究の自主性・自律性、研究成果の公開性が尊重される民生分野の研究資金の一層の充実である」としている、藤田教授の研究も本来は科研費などで行うべきものであり、その方が学問の自由及び学術研究の健全な発展にとって望ましいことは言うまでもない。このように大学における基礎研究費の増額や科研費の充実などを、国立大学協会会長の立場として強く政府に要請されて来られたはずである。

この間、国立大学の運営費交付金や私立大学等経

常費補助金が削られ、競争的資金である科研費も伸び悩む一方で、防衛装備庁の安全保障技術研究推進制度の予算が増やされてきた。さらに 2016 年からの第五期科学技術基本計画に「国家安全保障上の諸課題に対し必要な研究開発を推進する」と明記され、国家安全保障が科学技術政策の根幹に入り込みつつある。また総合科学技術・イノベーション会議が音頭を取って「統合イノベーション戦略」を策定し、安全保障を含むイノベーション関連の予算を増やしている。

このように国家の経済政策と安全保障を結び付けることによって、日本の科学・技術が進む道に軍事化路線を埋め込もうとしていることは明らかである。それでも多くの大学が装備庁の委託研究制度に応募しないと踏みとどまっているさ中に、国立大学協会会長校でもある筑波大学が防衛装備庁の大規模研究に応募・採択されたことの悪影響は深刻で甚大であろう。筑波大学学長はその点を深く考えたことがあるのだろうか。

話し合いの中で大学側は「大学として決めたことで国大協とは関係ない」と繰り返した。主観的に関係がないと思おうと、国大協の会長校が率先して装備庁の資金に飛びついたことは、他大学に影響を与えるのは必至である。模範を示したようなものである。そのことを考えれば、会長校としての責任の自覚に欠けていたと言わざるを得ない。私たちは今後、国大協会長としての永田氏の立ち位置と責任を問うと共に、戦後「学問の自由」の擁護を掲げて発足し、1967 年には当時の大河内会長が軍事研究に反対した歴史を有する国大協として、この問題をどう考えるかを問うていく所存である。

註1：「軍事研究行わない」はずの筑波大が防衛装備庁研究助成を得た理由 市民が抗議 毎日新聞 デジタル 2020年3月22日吉田卓矢
<https://mainichi.jp/articles/20200321/k00/00m/040/206000c>

註2：千葉紀和「軍学共同新たな段階へ」『世界』2020年2月号

註3：池内了「科学者はなぜ軍事研究に手を染めてはいけないのか」みずす書房。2019年。第4章

【資料1 筑波大学への連絡会の質問と

3月11日付け回答】

《質問1》

安全保障技術研究推進制度の平成31年度公募要領には「防衛分野での将来における研究開発に資することを期待し、先進的な民生技術についての基礎研究を公募・委託するもの」と明記されています。このように将来の軍事利用目的が明白な同制度の公募研究に従事することが、人道に反しないと判断した理由は何でしょうか。

【回答】

「人道に反しないこと」については、本制度の公募要領に「先進的な民生技術についての基礎研究を公募・委託します」「特に、新規性、独創性又は革新性を有するアイデアに基づく、科学技術領域の限界を広げるような基礎研究を求めます。採択に当たっては、防衛装備品への応用可能性は審査の観点に含めていません。」と明記しています。

本学審査委員会において、本申請の研究内容は新規材料に関する基礎研究であり、軍事兵器への応用を意図したものではないことを確認しております。

《質問2》

貴学は「広く民生利用される材料の基礎研究であり、軍事研究ではない」と主張されています（3月2日東京新聞茨城版）。しかし上述したように防衛省は「広く民生利用される材料の基礎研究」を軍事に利用しようとしているのですから、貴学の「軍事研究ではない」という主張は、たとえ貴学がそう判断されたとしても、適切ではないと考えますが、いかがですか。冒頭に記した貴学の主張は貴学の同制度への応募を正当化する理由にはなり得ないと考えますが、いかがですか。

【回答】

本学においては、平成30年12月13日に制定した「筑波大学における軍事研究に関する基本方針」に基づき軍事研究は行わないこととしています。

今回の応募については、学内に設置した審査委員会において審査し、基本方針の趣旨に沿っているものと判断し、応募を可として決定しました。

審査においては、「研究が人道に反しないこと」「研究者の自主性・自立性が尊重されていること」「研究の公開性が担保されていること」「学術の健全な発展が阻害されないこと」を審査の観点としております。公募要領の記載から、本制度は他省庁が公募する競争的資金制度と同様の制度と考えています。

また、本申請の研究内容は新規材料に関する基礎研究であり、軍事兵器への応用を意図したものではないことを確認しております。

《具体的な質問にむけて》

つぎにより具体的な質問に移ります。貴学は2月19日付けメールで私たちに対して次のように述べられました。

「本学においては、『筑波大学における軍事研究に関する基本方針』に基づき、軍事研究は行わないこととしております。今回の防衛装備庁『安全保障技術研究推進制度』における応募については、学内に設置した審査委員会において審査し、軍事研究に関する基本方針の趣旨に沿っているものと判断し、

応募を可として決定しました。筑波大学」

上記のメールでふれられている審査の経過とその内容についてお聞きします。

《質問3》

装備庁による2次募集の発表9月13日から締め切りの11月13日までのわずか2か月で、藤田教授が応募を決意し、応募のための膨大な書類を作成し、それを審査委員会で厳正に審査されたのだと思いますが、短期間にどのように審査されたのでしょうか。応募の申請が出された日、審査委員会が開かれた日や回数、最終的に応募を認めた日、審査委員会の構成メンバーをお知らせください。

【回答】

審査委員会は10月に開催しております。委員には事前に研究計画を送り、内容の確認を依頼し、委員会で意見交換の上、審議いたしました。また、申請に対して事前にヒアリングもっております。

本審査委員会については、審査内容を非公開情報としておりますので、これ以上の回答は差し控えていただきます。

なお、本学では国立大学法人法等により公表事項となっている一部を除いては、同様に非公開として取り扱っているところです。

《質問4》

日本学術会議声明では「軍事的安全保障研究と見なされる可能性のある研究について、その適切性を目的、方法、応用の妥当性の観点から技術的・倫理的に審査する」ように要請しています。審査委員会の中で、「目的、方法の観点から」どのような「技術的・倫理的審査」をされたのかをお知らせください。

【回答】

《質問2》においてご回答いたしましたとおり、本申請の研究内容については、審査委員会において新規材料に関する基礎研究であり、軍事兵器への応用を意図したものではないことを確認しております。(以下質問3の回答下線部と同文の回答が書かれています。ここでは略)

《質問5》

次に上記学術会議声明の「応用の妥当性の観点」に関して質問します。藤田淳一教授の研究「高強度カーボンナノチューブを母材とした耐衝撃緩和機構の解明と耐衝撃剤の創出」で、教授は次世代炭素系超耐衝撃材創出をめざしており、それは様々な防衛装備品に活用しうるものです。とりわけ防衛装備庁は今、「世界に誇る日本のマテリ

アル・デバイス技術にフォーカスした研究に取り組み、世界が驚嘆する装備品の創製に挑戦する」としナノマテリアルに注目しています。だからこそ今回藤田教授の提案を採択し上限20億円もの巨費を投じるのだと思います。

装備庁の公募要領でも「防衛分野での将来における研究開発に資することを期待し」としている以上、貴学の研究が将来どのような防衛装備品に活用される可能性があるのかを検討し、それが人道に反しないという結論を出さない限り、貴学の「基本方針」からも応募は認められないはずだと思います。その点についてどのように技術的・倫理的審査をされたのでしょうか。その内容をお聞かせください。もしされなかったとすればその理由をお知らせください。

【回答】

《質問4》の回答と全く同文の回答が記されています。ここでは略。

《質問6》

その審査の結果、貴学は防衛装備庁の安全保障技術研究推進制度が「研究者の自主性・自立性が尊重され」、「研究の公開性が担保されている」ものと判断されたのですが、その根拠をお聞かせください。応募要領にそのように書かれていることだけをもってそう判断されたのでしょうか。

【回答】

「研究者の自主性」については、本制度の公募要領に「研究実施主体はあくまでも研究実施者であることを十分に尊重して行うこととしており、PO（プログラム・オフィサー）が、研究実施者の意思に反して研究計画を変更させることはありません。」と明記しています。この制度設計は他の競争的資金と同様のものです。

「研究の公開性」については、本制度の公募要領に「防衛装備庁が受託者による研究成果の公表を制限することはありません。」と明記しています。この制度設計は他の競争的資金と同様のものです。

上記のことから、本申請は基本方針の趣旨に沿っているものと判断し、応募を可として決定したものです。

《質問7》

日本学術会議声明では「安全保障技術研究推進制度では、将来の装備開発につなげるという明確な目的に沿って公募・審査が行われ、外部の専門家でなく同庁内部の職員が研究中の進捗管理を行うなど、政府による研究への介入が著しく、問題が多い」と指摘しています。

とりわけ今、装備庁は、民生分野の優れた技術や、安全保障技術研究推進制度の成果を装備品の研

究開発につなげるために経験豊かな目利きの PO が先進技術の成長性を分析し、技術の新たな使い方の提案も行い、新たな運用ニーズを掘り起こすとしています。

今後 5 年間、装備庁の PO と定期的に話し合う中で、装備庁のニーズに応じて、強制的ではなくても研究が方向づけされれば「研究者の自主性・自立性」が侵食されると思いますが、そのような事態が絶対ないと言い切れるのでしょうか。またもしそうなった場合はどうされるのでしょうか。貴学のお考えをお聞かせください。

【回答】

《質問 6》において回答いたしましたとおり、本制度の公募要領に「研究実施主体はあくまでも研究実施者であることを十分に尊重して行うこととしており、PO（プログラム・オフィサー）が、研究実施者の意思に反して研究計画を変更させることはありません。」と明記しています。

さらに今回の採択課題については、研究機関が終了するまで、基本方針との整合性の確認を含め、継続的にフォローアップに取り組み、これらが守れていないようであれば、直ちに研究を中止することとしております。

《質問 8》

大学は研究の場であるとともに教育の場です。今後 5 年間藤田教授の研究室がこの研究を行えば、多くの院生や学生もそこに関わることとなります。「防衛分野での将来における研究開発に資することを期待」され、防衛装備庁の PO が定期的に訪問する研究に、学生や院生が関わることについて貴学はどのようにお考えでしょうか。高等教育機関であるという立場からのお考えをお聞かせください。

【回答】

《質問 2》において回答いたしましたとおり、本制度は他省庁が公募する競争的資金制度と同様の制度と考えています。

なお今後継続的にフォローアップに取り組むことで、学生や院生への関りについても注視していきたいと考えております。

《質問 9》

貴学の基本方針では、あらゆる研究活動は「学問の自由及び学術研究の健全な発展を図るもの」でなければならないとされています。今回貴学は大学として初めて装備庁の大規模研究に採択されました。上限 20 億円の予算が防衛予算から出されるわけです。しかしこの藤田教授の研究を民生研究として行うのであれば、科研費などの予算でなされることが、学問の自由及び学術研究の健全

な発展にとって望ましいことは言うまでもありません。なぜ科研費ではなく安全保障技術研究推進制度に応募されたのでしょうか。また本来科研費などで取り組むべき研究を防衛予算で行うことは、学術研究の健全な発達を阻害しかねないと思いますが、いかがお考えでしょうか。

【回答】

《質問 2》において回答いたしましたとおり、本制度は他省庁が公募する競争的資金制度と同様の制度と考えています。

他の競争的資金制度と同様に、募集機関の提示する研究テーマに合致したため申請したものであり、「学術の健全な発展が阻害されないこと」についても審査委員会における審査の観点として確認いたしております。

《質問 10》

貴学の永田学長は国立大学協会の会長をされています。学術会議声明は「学術の健全な発展という見地から、むしろ必要なのは、科学者の研究の自主性・自律性、研究成果の公開性が尊重される民生分野の研究資金の一層の充実である」としています。このことは国立大学協会会長の立場でも強く政府に要請されていることと思います。

この間大学の運営費が削られ、また科研費なども伸び悩んでいる中で、「安全保障技術研究推進制度」の予算が増やされることは日本の科学・技術を歪めるものです。多くの大学が、研究費の枯渇に喘ぎながらも、「安全保障技術研究推進制度」に応募しないという姿勢を貫いているのは、それが米国防省 DARPA の手法を取り入れたものであり、そこに民生研究の軍事利用を常態化させ日本の学術のパラダイムを変える危険性が潜んでいるからです。

国立大学協会は政府に対し、すべての国立大の総意として、「学術の健全な発展」のための科学・技術政策を要請していくべきではないでしょうか。ご存知のように多くの国立大学がこの制度への応募自体を否定している中で、大学として初めて防衛装備庁の大規模研究資金を獲得したことを国立大学協会会長の立場でどのように考えられているのか、お考えをお聞かせください。

（この質問については事前に永田学長のお考えを担当の方に伝えていただき、当日、その回答を口頭でお伝えいただきますようお願い申し上げます。）

【回答】

本申請はあくまで本学としての判断であり、国大協会長校であることは別のことと考えております。また本制度への申請については、各大学において各々の方針・基準に基づき判断されるものであり、本学はそのことについて回答する立場にございません。

国立大学協会会長としての回答は、この場では応じかねます。

【資料2 3月11日申し入れの際の追加質問 に対する筑波大学の3月17日付け回答】

〈質問〉

本制度の公募要領において、「防衛分野の将来における研究開発に資することを期待し」と記載がある以上、研究成果が軍事に使われる可能性はあるということである。防衛装備庁に対して、「研究成果が軍事研究に使われない」という担保を取っているのか。この点について、担保を取るのか取らないのか、今後検討するのか、3月21日（土）を目途に文書で回答していただきたい。

【回答】

本制度の研究成果については、公募要領に「防衛装備庁が受託者による研究成果の公表を制限することはありません。」と記載のあるとおり、防衛装備庁に制限されることなく広く一般に公表されるものである。その時点で、民間企業等も、大学等研究機関も、防衛装備庁も等しく研究成果を利用できるものであり、研究成果が利用されないという担保を取ることはできない。それは他の競争的資金制度での研究成果においても同様のことである。

上記のことから、研究期間中については、基本方針との整合性の確認を含め、継続的にフォローアップに取り組み、これらが守られていないようであれば、直ちに研究を中止することとしているものである。

【資料3 3月11日申し入れの際の

筑波大学との話し合いの内容】

申し入れを読み上げ、署名を手渡したあと、研究推進部長が質問1と2の回答を読み上げた。そこでいったん区切り、回答に対する質問を行った。20分ほど話し合い、その後、残りの回答についても話し合った。以下、そのやりとりをメモしておく。

「防衛装備庁の募集要項から見ても応募研究が軍事に使われる可能性が高い。そのような研究に従事することが、なぜ人道に反しないのか？」

部長「判断については個別に審査した。」

「いくらかでも軍事に使われる可能性があるのに応募されるのはおかしい。」「確認したと書いてあるが、この研究が兵器開発に使われないという保証はあるか。」

部長「人道に反しないということを一律に定義することは困難。個々の研究がどうかで審査している。」

「藤田教授の研究が防衛省によって軍事に使われないという保証はあるのか。その保証措置を大学は考えているのか。」

部長「軍事への応用を意図していない。」

「意図はともかく、採択課題については基本方針との整合性についてフォローアップするべきだ。それが守られていなければ研究は中止するべきだ。」

課長「条件付きの承認としている。藤田教授の研究内容に対する装備庁の介入があった時は辞退することを藤田教授に書面で通知し、装備庁には口頭で伝えている。公文書なので見せられない。見るのであれば情報開示請求をしてほしい。審査委員会も非公開情報である。」

「装備庁の公募要領に将来の防衛に資すると書いてある。どうして人道に反しないのか。」

部長「装備庁も広く民生に使われると言っている。」

「民生研究だけではなくて装備品にも使われる。」

部長「採択にあたって装備品への応用可能性は審査の視点に含めないと書いてある。」

「それは装備品に応用しないことの担保にはならない。」「どうして装備庁がおカネを出すのか。」「研究費の目的外使用は禁じられていることはご存知でしょう。装備庁のミッションは武器開発。だから将来装備品に役立つと書いている。それをなぜ読み飛ばすのか。」

部長「軍事利用ではなくて基礎研究だから人道に反しない。自主性、自律性、公開性が担保されているから応募を可とした。」

「踏み込んだ議論をしていないと了解してよいか。」

部長「審査委員会として応募を可とした。」

「軍事に適用されることがわかったらやめるのか。その書面を開示請求しますよ。」

課長「研究内容が人道に反するものになった場合や、自主性・自律性が損なわれたり公開性が制限されるなどの介入があれば中止する。そのことは学長から本人への審査結果通知書として渡している。」

「装備庁の介入があれば辞退するというのは誰がチェックするのか。」

課長「審査委員会がフォローアップしていく。」

「具体的にどうやるのか。」

課長「基本方針に沿った研究ではないとなったら辞退する。」

「審査委としてどうフォローアップするのか。」

課長「審査委への報告は紙では年一回。実施報告書を装備庁に出すタイミングで行う。1年後行うということは装備庁の担当者に伝えてある。」

「将来軍事に使われることが否定できない。今までの審査委員会の検討に論理的瑕疵がある。」

課長「申請書が出た段階で審査した。」

「今の議論が出てきたということは審査委の議論が不十分だったことではないか。」

課長「申請書を専門家の先生と共に中身について議論した。材料の開発なので基礎研究と判断した。」

「その材料を新しい兵器開発は求めているので装備庁は20億も出している。結果としてできた材料を武器開発に使うことは考えられる。そうさせないと大学が言う担保はあるか。装備庁に縛りはかけたか。」「私もナノカーボンを研究していてナノチューブ発見者も知人。それで今日は駆け付けた。機会があれば藤田先生にも率直に言いたい。」「研究中はないとしても、研究後、装備庁に武器開発に使わせないという保証は取っているのか。」

部長「本学は軍事研究を行わないとしている。」

「答えになっていない。成果を武器開発に使わせないという保証をとっているか否か。」

部長「研究期間中に発覚したら中止する。」

「研究期間後はどうなんですか？ 研究期間後も武器開発に使わせないという担保はあるのかなのか教えてください。」

「黙っていないで教えてください。ないならないと、あるいはこれから交渉するとか。」

部長「藤田教授の研究は問題ない」

「研究の成果については防衛装備庁に丸投げです、でよいのですか。教えてください。」「責任をとれるのか。二つの意味がある。将来何に使われるか責任が取れないでしょう。また他の大学が追随していくことに責任を負えるのか？ 負えないでしょう。」「質問2について、新聞では副学長が軍事研究ではないと発言しているので、それが適切か否かを聞いている。イエスカノーで教えてください。」

部長「今回の応募については適切とした。」

課長「副学長は記者に対し、人道性、自主・自律、公開性の点を踏まえ軍事研究ではないと判断した、と語った。」

「公募する側は軍事に使うと言っているのに、応募する側が軍事研究ではないというのはナンセンスだ。貴学の応募の論理は破綻している、直ちに研究を中止すべきだ」

部長「公募要領に装備品への応用は審査の視点に入れないと記載されている。」

「木を見て森を見ない議論。自分の都合のいい文言を探し出してきて、自らの行為を正当化するのは小役人がすること、最高学府がすることではない。大学の社会的責任はどうすれば戦争をなくすことができるか。どうすれば人々を戦争の惨禍から護ることができるかを研究すること、それを国民は大学に期待している。貴学は、その正反対のことをして国民の期待を裏切っている、ましてや貴学の学長は国大協の会長、そうであれば、大学の社会的責任を高く掲げ、全国の大学をリードする立場だろう。」

部長「軍事研究は行わないとしている。」

「軍事研究は行わないというのは、本学の研究が将来軍事に使われたい、将来においても責任を持つということ。そういう措置を検討してください。装備庁との間で

約束を取り交わす。それができないなら撤退してください。」

部長「意見として承る。」

「検討してきちんと文書で回答してください。結果において軍事に使われないという保証をしていないから。」

部長「ご意見として承る。今この場では回答できない。」

「では後で回答してください。検討しないというのならそれも含めて、結果を文書で回答してほしい。」

「検討しない、でもよい。それくらいのことはやってほしい。」

部長「ご要望は承った。」

「その結果をください。十日位あればできるでしょう。」

「21日までに連絡会へ文書でください。」「皆さんは大学の代表としてここにおられると思う。私たちの要請を委員会、学長どこへ持っていくのですか。名刺をいただかなかった大学は初めてだ。私たちは今、誰と話しているのかが不明だ。名刺の交換もできない相手では、いったい学内のどこにどういう形で伝えますか」

部長「学長まで。」

「10日のうちに学長の名前でご回答をいただけるわけですね。」

「質問3について。装備庁が二次募集を発表してからわずか2か月の間に藤田教授が膨大な計画書を作り、それを委員会で意見交換の上審議したと回答3に書かれていますが、いつから、何回審査をされ、どのような内容の審議をしたのですか。」

部長「まず公募要領を見てそれに基づいて審査した。審査の日や回数などは非公表である。」

「質問6と7の回答でも公募要領に研究者の自主性を尊重すると書いてあるから問題ないとされていますが、審査は公募要領を見ただけですか。今、装備庁は目利きのプログラムオフィサーがついて、新たな運用ニーズを掘り起こすと言っている。たとえ強制されなくても教授がそれを忖度して、研究の方向が変わる可能性があるのではないかと。」

部長「藤田教授の意向に反してやれば問題なので研究を中断する。当初の研究計画と異なってくれば審査委員会で審査し、人道性、自主性、公開性に反するとすれば研究は中断する。」

「それが可能ですか。何億も使った後で中断すれば、それまでの金を返せとなりませんか。」

課長「お金は年度ごとに執行なので、中断してもそれまでのお金は返さないということを装備庁と口頭で確認した。」

課長「条件付き承認である。採択通知が来てから、防衛省と大学、民間企業2社を交えて話しあい、POがきて変更する場合は変更前に審査委にかけ、基本方針とあわせなければ中断するということで了解している。」

「時間がないので質問 5 に行きます。学術会議声明では「応用の妥当性の観点から技術的・倫理的審査を」と言っていますが、藤田教授の研究を防衛装備庁はどのように応用しようとしているのか、検討しましたか。カーボンを使った耐衝撃材は防衛装備品には特に重要で、装備庁の防衛技術戦略にもそのような先進的な素材を開発し、装備品に応用すると謳っている。そもそも防衛技術戦略を読みましたか。」

「民間が使うレベルの耐衝撃材は既に完成している。カーボンナノチューブは扱いが難しい。しかし戦闘機のタンクや電子部品、防弾チョッキを覆うためにはより高度な技術が必要。材料は装備品にとってもものすごく重要。そういう研究として装備庁は採択した。そういう議論はされたのか。」「検討されたかどうか。学術会議が声明を出した。それを審査委で理解して検討されたか。審査委の議論は不十分だったのではないか。」

部長「審査の内容は非公表です。学術会議の提言は知っています。」

「なぜ審査プロセスも非公表なのか。それで大学の社会的責任が果たせるのか。」「開示請求で出せるものがあるか」

「質問 8 にいきます。」「大学は教育の場である。学生や院生への影響をどう考えているのか。」

部長「フォローアップの中で、研究室の学生や院生のかかわりに問題がないかチェックする。」

「学生全体への対応は？新聞にも出ていて、自分の大学が防衛省の研究をやっていることに不安や疑問を抱く学生もいるでしょう。大学はこのことをどう説明するのですか。」

部長「ほかの助成研究と同様に学生に説明することはしない。」

「今回の研究成果は学会で発表できるのか。」

部長「できる。」

「しかし防衛省の制度による研究だということを明記することになっている。研究発表は自由だとしても、防衛省の名を出すことは院生や学生には負担になる。そこまで考えているのか。」「新潟大は軍事研究をしないと宣言している。そこで軍事研究から何が生まれるか、広島絵を見て学生は考える。大学が軍事に巻き込まれることに怒りを感じる。」

「時間がないので質問 9 に行きます。この回答で他の競争的資金と同様、と書いているが、装備庁の資金は防衛装備品開発にとって必要なテーマを装備庁が設定しており、科研費とは全く異なるでしょう。」

部長「確かに科研費とは異なる。ただテーマを設定した競争的資金はほかにもあり、それと同様という意味で記した。そして学術会議声明については、学術の健全な発展を阻害すると懸念されるのでしっかり審査するように、ととらえている。」

「質問 10 で大学としての判断で国大協会長校であることとは別と言っているが学長と会長は別人格ですか。」

部長「大学として決めたので国大協とは関係ない。」

「しかし筑波大学の永田学長が決めたことを国大協の永田会長がおかしいということがありえますか。国大協の会長としてどう考えるのかをこの場で聞くことができないならば、永田学長の研究室や自宅を訪問してお聞きするしかありませんがそれでもよいですか。」

部長「国大協に聞いても、結局本件については筑波大学としての判断という回答しかできないでしょう。」

「分担研究の企業 2 社はどこか。」

課長「今後装備庁の HP で出るが、今は公表できない。」

「審査委の審査内容は大学として公表する義務がある。それがなくてどうして応募されたのか全く分からない。審査委は応募すること自体について審査したのか。公募要領に賛同して応募したということは「将来防衛装備品の開発に資する」ことを了承したとならないか。そこまできちんと審査委は了解して審査したか、否かを公表してほしい。過ちを正すのに憚ることなかれ。まちがいをただせば、さすが筑波大だとなる。学生への影響も考えねばならない。」

時間が 1 時間半を超えたので、まだいべきことはあったが打ち切らざるを得なかった。話の内容を学長にしっかり伝えること、21 日までに先ほどの返事をすることを要請して終了した。

【4月1日修正版発行にあたっての付記 上記の資料3は、当初、メモをもとに連絡会の責任でまとめて3月25日発行のニュース42号で公表したものに対し、31日に筑波大学から修正要請が届いたのでそれを受け入れて修正したものである。従って上記は連絡会と筑波大学双方が確認した話し合いの内容である。連絡会事務局】

筑波大学が軍事研究に踏み切ったことはまだ広く知られていません。

そこで「筑波大学（国立大学協会 会長校）の大規模軍事研究に

抗議し、その中止を求める！」署名に継続して取り組みます。

ぜひ広めてください。ネットで、「キャンペーン 筑波大 軍事研究」で検索してください。Change.org で署名を行っています。また紙署名用紙を <https://bit.ly/3dDs2wq> からダウンロードし、それを郵送していただくこともできます。送り先は用紙に書いてあります。

筑波大学の防衛装備庁の研究制度への応募・採択に抗議し その返上を求める声明

2020年2月15日

筑波研究学園都市研究所・大学関係9条の会 世話人会

2019年度の防衛装備庁の「安全保障技術推進制度」のS課題（5年間で20億円の供与）の募集は2017年度から始まったが、2019年度に応募が激減した。その為、この制度で初めての2次募集を行った結果、44件もの応募があり、12月24日の2次募集結果の発表で、筑波大学が応募して採択されたことが判明した。

筑波大学の研究テーマは、「高強度カーボナノチューブを母材とした耐衝撃緩和機構の解明と耐衝撃材の創出」である。公表された研究概要には「破壊現象の計測解析及び複合CNT（カーボナノチューブ）材料の合成を通じ、耐衝撃緩和機構の学問的な解明を行うとともに、次世代炭素系超耐衝撃材を創出」と説明されている。

防衛装備庁はこの研究に何を期待しているのだろうか。防衛装備庁の研究開発ビジョンの「スタンド・オフ防衛能力の取組」に、「2000°Cに耐える機体の耐熱性や弾頭信管部の耐衝撃機能が求められる」と書かれている。スタンド・オフ防衛能力とは、敵地を攻撃する誘導武器すなわち巡航ミサイルを指している。このテーマは明らかに兵器開発のための軍事研究である。

筑波大学は「筑波大学における軍事研究に関する基本方針」で「……、本学は軍事研究を行わない」と教育研究評議会で決めてから1年もたたないうちに本制度に応募したのである。筑波大学の審査会で、どのような根拠で応募を承認したのか、明らかになっていない。

日本学術会議が2017年に「声明」を発表してから、全国の大学において防衛装備庁の研究制度への応募の自粛が進むなか、国立大学協会会長校である貴学が応募して採択されたことは、はなはだ遺憾である。国立大学協会は、1967年に大河内会長が同協会の統一見解として、「国内の軍事研究はもとより、外国の軍事研究にも協力するべきでない」と会長所見を発表している。

つくば市は「軍事研究はやらない」という「非核平和都市宣言」をつくば市市議会で議決しており、つくば市民に対して釈明をする責任が貴学にある。

これらの理由から、私たちは、貴学の安全保障技術研究推進制度への応募・採択に抗議し、採択された研究を中止し、返上することを要求する。

国立大学協会は学問の自由を擁護するために結成された

全国の国立大学86で構成する一般社団法人。そのHPに掲載されている沿革には次のように記されている。

新体制の諸大学が本来の使命とする学問の発達と教育の振興を図るためには、まず学問の自由の擁護、管理体制の確立、研究教育条件の整備が当面の緊急課題であり、これを達成するためには、各大学相互の連絡・協力の強化を図り、連携して対処する必要があるため、昭和25年7月13日、国立大学協会が設立された。

なお上記声明がふれている1967年のことは国大協HPには記されていない。この年、日本物理学会主催の半導体国際会議及び全国73大学、23研究機関に米軍が資金供与していたことが明らかになる中で、6月に開かれた国大協総会で大河内会長は「**外国の軍の研究資金援助を受けることは好ましくない**」という所見を表明した。その4ヶ月後の10月に日本学術会議（当時の会長は朝永振一郎）は「軍事目的のための科学研究は行わない」という声明を採択したのである。

お知らせ

ニュースレター41号で予告しました4月11日の連絡会主催シンポジウム「天文学は軍事研究していいの？」は、コロナウイルス感染のリスクにより延期します。新たな開催時期は未定です。天文台の状況は次号で紹介します。

軍学共同反対連絡会

共同代表：池内了・野田隆三郎・香山リカ

軍学共同反対連絡会ホームページ <http://no-military-research.jp/>

軍学共同反対連絡会事務局

▶事務局へのメールは下記へ 件名に【軍学共同反対連絡会】と明記してください。

小寺 (kodera@tachibana-u.ac.jp) 赤井 (ja86311akai@gmail.com)